

# 一般廃棄物処理業許可証

複写厳禁

住所 鳥取県倉吉市広瀬町1713番地

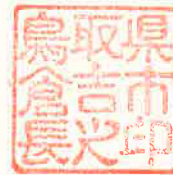
氏名 有限会社 松井商店

代表取締役 松井 啓介

令和5年6月20日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第30条の規定により、許可する。

令和5年6月20日

倉吉市長 広田 一恭



記

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1 事業の種類             | 一般廃棄物の収集運搬           |
| 2 事業の区域             | 倉吉市内                 |
| 3 取り扱う一般廃棄物の種類      | 一般廃棄物（ごみ）            |
| 4 許可の期間             | 令和5年7月4日から令和7年7月3日まで |
| 5 使用車両              |                      |
| 2.00トン積（鳥取800さ3456） | 3.00トン積（鳥取430あ 22）   |
| 3.90トン積（鳥取130あ 25）  | 2.60トン積（鳥取830す 358）  |
| 3.75トン積（鳥取130き 35）  | 3.00トン積（鳥取430す 36）   |

## 6 許可の条件

- 一般廃棄物は、鳥取中部ふるさと広域連合立ほうきリサイクルセンター及び再資源化業者又は一般廃棄物処分許可業者に搬入すること。
- 市の分別基準に従って分別し、特に再生資源（びん・缶・紙布・牛乳パック・発泡スチロール・ペットボトル）は、リサイクルすること。
- 市町間のごみを混載しないこと。
- 収集依頼先への啓発など、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進に努めること。
- 関係法令を遵守すること。
- 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。
- 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。